

議案第10号

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成31年2月19日提出

入間市長 田中龍夫

提案理由

入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業の換地処分公告による事業完了に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程（昭和45年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とする。

第9条第1項の表中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とする。

### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に決定された入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業に係る清算金に関しては、改正前の入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程第24条から第26条の2までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（入間市特別会計条例の一部改正等）

第2条 入間市特別会計条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

2 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の入間市特別会計条例の規定により執行されている平成30年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計については、なお従前の例による。

（入間市商工業振興条例の一部改正）

第3条 入間市商工業振興条例（昭和60年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業」を「入間市狭山台一丁目及び二丁目」に改める。